

現行	改正	備考
----	----	----

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

- 1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第4表）の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
- 2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(2) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、「1）大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」又は、「2）施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。

1) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

- イ) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1（第1表、第2表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分の場合以外には適用しない。

施工地域区分	工種区分	補正係数
大都市	鋼橋架設工事	1.5
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

注) 施工地域区分は以下のとおりとする。

大 都 市：名古屋市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。

市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID 地区）及びこれに準ずる地区をいう。

DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した共通仮設費率の補正を行うものとする。

ハ) 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×共通仮設費率（K r）×大都市を考慮した補正係数
ただし、共通仮設費率は別表第1（第1表、第2表）による。

2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

- イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分		補正値（%）
市 街 地		2.0
山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地：施工地域が人口集中地区（DID 地区）及びこれに準ずる地区をいう。

DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/k m²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島：施工地域が人事委員会規則における特地勤務手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

- 1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第4表）の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
- 2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(2) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、「1）大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」又は、「2）施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。

1) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

- イ) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1（第1表、第2表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分の場合以外には適用しない。

施工地域区分	工種区分	補正係数
大都市	鋼橋架設工事	1.5
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

注) 施工地域区分は以下のとおりとする。

大 都 市：名古屋市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。

市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID 地区）及びこれに準ずる地区をいう。

DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した共通仮設費率の補正を行うものとする。

ハ) 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×共通仮設費率（K r）×大都市を考慮した補正係数
ただし、共通仮設費率は別表第1（第1表、第2表）による。

2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

- イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分		補正値（%）
市 街 地		2.0
山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第2表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

改正理由	一部改正	頁数	I - 2 - ② - 6
------	------	----	---------------

現行	改正	備考
----	----	----

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.3
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。

DID地区とは、総理府統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/k㎡以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島：施工地域が人事委員会規則における特勤手当・へき手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

山間僻地該当地区

現行

改正

備考

- ・西三河建設事務所管内
岡崎市のうち旧額田町
- ・豊田加茂建設事務所管内
豊田市のうち
旧旭町、旧足助町、旧稲武町、旧小原村、旧下山村
- ・新城設楽建設事務所管内
設楽町、東栄町、豊根村
新城市のうち旧鳳来町、旧作手村

地 方 部：施工地区が上記以外の地区をいう。
注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。
一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
③施工場所において、50m以内に人家等を連なっている場合

- ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い
工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。
- ハ) 共通仮設費（率分）の計算
共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（Kr）＋施工地区・工事場所を考慮した補正値）
ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第4表による。
- 3) その他
設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

別表第1
共 通 仮 設 費 率
第1表

対象額 適用区分 工種区分	600万円 以 下	600万円を超え10億円 以 下		10億円を 超えるもの
	下記の 率 とする	(2)の算定式により算出され た率とする。ただし、変数値 は下記による		下記の 率 とする
		A	b	
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事	26.94	6,907.7	-0.3554	4.37
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24
道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事	26.10	633.0	-0.2043	9.18
P・C橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62
電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31
情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50

- ・西三河建設事務所管内
岡崎市のうち旧額田町
- ・豊田加茂建設事務所管内
豊田市のうち
旧旭町、旧足助町、旧稲武町、旧小原村、旧下山村
- ・新城設楽建設事務所管内
設楽町、東栄町、豊根村
新城市のうち旧鳳来町、旧作手村

地 方 部：施工地区が上記以外の地区をいう。
注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。
一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
③施工場所において、50m以内に人家等を連なっている場合

- ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い
工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。
- ハ) 共通仮設費率の補正が2種類以上該当する場合の取扱い
共通仮設費率の補正が2種類以上該当する場合には、補正値の大きい方を適用する。
- ニ) 共通仮設費（率分）の計算
共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（Kr）＋施工地区・工事場所を考慮した補正値）
ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第4表による。
- 3) その他
設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

別表第1
共 通 仮 設 費 率
第1表

対象額 適用区分 工種区分	600万円 以 下	600万円を超え10億円 以 下		10億円を 超えるもの
	下記の 率 とする	(2)の算定式により算出され た率とする。ただし、変数値 は下記による		下記の 率 とする
		A	b	
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事	26.94	6,907.7	-0.3554	4.37
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24
道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事	26.10	633.0	-0.2043	9.18
P・C橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62
電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31
情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50

現行	改正
----	----

<p>(2) 現場管理費の算定</p> <p>1) 現場管理費は別表第1 (第1表～第4表) の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工種を選定するものとする。</p> <p>3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(3) 現場管理費率の補正</p> <p>現場管理費率の補正については、「1) 大都市を考慮した現場管理費率の補正」、又は「2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」により補正を行うものとする。</p> <p>1) 大都市を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 大都市を考慮した現場管理費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1 (第1表, 第2表) の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分以外の場合には適用しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">大都市</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.2</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </table> <p>(注) 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>大都市：名古屋市のうちの、施工地域の区分が市街地をいう。</p> <p>市街地とは、施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎢以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い</p> <p>工事場所において地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した現場管理費率の補正を行うものとする。</p> <p>2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は別表第1 (第1表～第4表) の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。</p> <p>なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> <tr> <td>市 街 地</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>山 間 僻 地 及 び 離 島</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </table> <p>(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。</p> <p>市街地：施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎢以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>山間僻地及び離島：施工地域が人事委員会規則における特地理労手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>山間僻地該当地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西三河建設事務所管内 ・岡崎市のうち旧額田町 ・豊田加茂建設事務所管内 	施工地域区分	工種区分	補正係数	大都市	鋼橋架設工事	1.2	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	施工地域・工事場所区分	補正値 (%)	市 街 地	1.5	山 間 僻 地 及 び 離 島	0.5	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	<p>(2) 現場管理費の算定</p> <p>1) 現場管理費は別表第1 (第1表～第4表) の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工種を選定するものとする。</p> <p>3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(3) 現場管理費率の補正</p> <p>現場管理費率の補正については、「1) 大都市を考慮した現場管理費率の補正」、又は「2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」により補正を行うものとする。</p> <p>1) 大都市を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 大都市を考慮した現場管理費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1 (第1表, 第2表) の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分以外の場合には適用しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">大都市</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.2</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </table> <p>(注) 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>大都市：名古屋市のうちの、施工地域の区分が市街地をいう。</p> <p>市街地とは、施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎢以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い</p> <p>工事場所において地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した現場管理費率の補正を行うものとする。</p> <p>2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は別表第1 (第1表～第4表) の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。</p> <p>なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> <tr> <td>市 街 地</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>山 間 僻 地 及 び 離 島</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </table> <p style="color: red; margin-left: 20px;">また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は別表第1の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.1</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </table>	施工地域区分	工種区分	補正係数	大都市	鋼橋架設工事	1.2	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	施工地域・工事場所区分	補正値 (%)	市 街 地	1.5	山 間 僻 地 及 び 離 島	0.5	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.1	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事
施工地域区分	工種区分	補正係数																																																
大都市	鋼橋架設工事	1.2																																																
	舗装工事																																																	
	電線共同溝工事																																																	
	道路維持工事																																																	
施工地域・工事場所区分	補正値 (%)																																																	
市 街 地	1.5																																																	
山 間 僻 地 及 び 離 島	0.5																																																	
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																																																
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																																
施工地域区分	工種区分	補正係数																																																
大都市	鋼橋架設工事	1.2																																																
	舗装工事																																																	
	電線共同溝工事																																																	
	道路維持工事																																																	
施工地域・工事場所区分	補正値 (%)																																																	
市 街 地	1.5																																																	
山 間 僻 地 及 び 離 島	0.5																																																	
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																																																
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																																
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																																
市街地	鋼橋架設工事	1.1																																																
	舗装工事																																																	
	電線共同溝工事																																																	
	道路維持工事																																																	

改正理由	一部改正	頁数	I - 2 - ② - 28	
現行		改正		備考
		<p>(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。</p> <p>市街地：施工地域が人口集中地区（DID 地区）及びこれに準ずる地区をいう。DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>山間僻地及び離島：施工地域が人事委員会規則における特勤勤務手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>山間僻地該当地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西三河建設事務所管内 岡崎市のうち旧額田町 ・豊田加茂建設事務所管内 		

現行	改正	備考
----	----	----

<p>豊田市のうち旧旭町、旧足助町、旧稲武町、旧小原村、旧下山村 ・新城設楽建設事務所管内 設楽町、東栄町、豊根村、新城市のうち旧鳳来町、旧作手村 地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響：①施工場所において一般交通の影響を受ける場合 を受ける場合 ② " 地下埋設物件の影響を受ける場合 ③ " 50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>3) その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>(4) 支給品の取扱い 1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。 1) 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。 2) 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似価格とする。 3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含まない。</p> <p>(6) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 1) 処分費(再資源化施設の入入費を含む) 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:45%;">現行</th> <th style="width:45%;">改正</th> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合 全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合 処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。</p>	区 分	現行	改正	共通仮設費	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合 全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合 処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。	現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。	一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。	<p>豊田市のうち旧旭町、旧足助町、旧稲武町、旧小原村、旧下山村 ・新城設楽建設事務所管内 設楽町、東栄町、豊根村、新城市のうち旧鳳来町、旧作手村 地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響：①施工場所において一般交通の影響を受ける場合 を受ける場合 ② " 地下埋設物件の影響を受ける場合 ③ " 50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>ハ) 現場管理費率の補正が2種類以上該当する場合の取扱い 現場管理費率の補正が2種類以上該当する場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>3) その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>(4) 支給品の取扱い 1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。 1) 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。 2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格または類似品価格とする。 3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含まない。</p> <p>(6) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 1) 処分費(再資源化施設の入入費を含む) 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:45%;">現行</th> <th style="width:45%;">改正</th> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合 全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合 処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。</p>	区 分	現行	改正	共通仮設費	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合 全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合 処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。	現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。	一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。	
区 分	現行	改正																								
共通仮設費	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合 全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合 処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
区 分	現行	改正																								
共通仮設費	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合 全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合 処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。但し、対象となる金額は3千万円を上限とする。																								

現行

改正

備考

(7) 現場管理費の計算

1) 大都市を考慮した計算

現場管理費＝対象純工事費×（現場管理費率標準値×補正係数）

対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表、第2表）による。

補正係数は、(3) 1) 大都市を考慮した現場管理費率の補正による。

2) 施工地域、工事場所を考慮した計算

現場管理費＝対象純工事費×（現場管理費率標準値＋補正值）

対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率標準値は、別表第1の第1表～第4表による。

補正值は、(3) 2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

別表第1
第1表
現場管理費率標準値

工種 番号	対象額 適用区分 工種区分	700万円 以下	700万円を超え10億円 以下		10億円を 超えるもの
		下記の 率と する	(2)の算定式により算出された 率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率と する
			A	b	
01	河川工事	38.13	862.8	-0.1979	14.28
02	河川・道路構造物工事	25.89	40.0	-0.0276	22.58
03	海岸工事	24.58	78.3	-0.0735	17.07
04	道路改良工事	29.53	57.8	-0.0426	23.91
08	鋼橋架設工事	36.07	81.6	-0.0518	27.89
05	P・C橋工事	27.79	88.1	-0.0732	19.33
06	舗装工事	36.27	480.3	-0.1639	16.08
07	砂防・地すべり等工事	40.98	987.6	-0.2019	15.05
09	公園工事	38.88	293.3	-0.1282	20.58
35	電線共同溝工事	53.77	1,686.2	-0.2186	18.18
36	情報ボックス工事	48.51	1,214.2	-0.2043	17.60

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種 番号	対象額 適用区分 工種区分	200万円 以下	200万円を超え1億円 以下	1億円を 超えるもの	
		下記の 率と する	(2)の算定式により算出された 率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率と する
			A	b	
13	道路維持工事	47.02	264.7	-0.1191	29.51
14	河川維持工事	38.42	142.6	-0.0904	26.97

(7) 現場管理費の計算

1) 大都市を考慮した計算

現場管理費＝対象純工事費×（現場管理費率標準値×補正係数）

対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表、第2表）による。

補正係数は、(3) 1) 大都市を考慮した現場管理費率の補正による。

2) 施工地域、工事場所を考慮した計算

現場管理費＝対象純工事費×（現場管理費率標準値＋補正值）

対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率標準値は、別表第1の第1表～第4表による。

補正值は、(3) 2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

別表第1
第1表
現場管理費率標準値

工種 番号	対象額 適用区分 工種区分	700万円 以下	700万円を超え10億円 以下		10億円を 超えるもの
		下記の 率と する	(2)の算定式により算出された 率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率と する
			A	b	
01	河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75
02	河川・道路構造物工事	28.22	52.6	-0.0395	23.20
03	海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57
04	道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71
08	鋼橋架設工事	39.06	105.6	-0.0631	28.56
05	P・C橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84
06	舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52
07	砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48
09	公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03
35	電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72
36	情報ボックス工事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種 番号	対象額 適用区分 工種区分	200万円 以下	200万円を超え1億円 以下	1億円を 超えるもの	
		下記の 率と する	(2)の算定式により算出された 率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率と する
			A	b	
13	道路維持工事	51.14	316.8	-0.1257	31.27
14	河川維持工事	41.28	166.7	-0.0962	28.34

現行

第3表

工 種 番 号	対象額 適用区分	1,000万円 以下		1,000万円を超え20億円 以下		20億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された 率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする	
			A	b		
33	共同溝等工事	(1)	45.93	290.8	-0.1145	25.04
34		(2)	35.00	85.9	-0.0557	26.06
11	トンネル工事		41.15	159.6	-0.0841	26.35
30	下水道工事	(1)	30.29	35.3	-0.0095	28.80
31		(2)	34.43	166.3	-0.0977	20.52
32		(3)	29.71	38.7	-0.0164	27.24

第4表

工 種 番 号	対象額 適用区分	3億円 以下		3億円を超え50億円 以下		50億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された 率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする	
			A	b		
15	コンクリートダム		21.73	229.7	-0.1208	15.47
16	フィルダム		31.70	123.8	-0.0698	26.05

(8) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b \quad \text{ただし } J_o : \text{現場管理費率}(\%)$$

$$N_p : \text{純工事費}(\text{円})$$

$$A, b : \text{変数値}$$

- (注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」
 及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

改正

第3表

工 種 番 号	対象額 適用区分	1,000万円 以下		1,000万円を超え20億円 以下		20億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された 率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする	
			A	b		
33	共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23
34		(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28
11	トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56
30	下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17
31		(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73
32		(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44

第4表

工 種 番 号	対象額 適用区分	3億円 以下		3億円を超え50億円 以下		50億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された 率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする	
			A	b		
15	コンクリートダム		22.60	301.3	-0.1327	15.56
16	フィルダム		33.08	166.5	-0.0828	26.20

(8) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b \quad \text{ただし } J_o : \text{現場管理費率}(\%)$$

$$N_p : \text{純工事費}(\text{円})$$

$$A, b : \text{変数値}$$

- (注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」
 及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

備考

改正理由	一部改正	頁数	I-3-①-2
------	------	----	---------

現行	改正	備考
----	----	----

<p>2. 付 加 利 益</p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金 (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3. 一般管理費等の算定</p> <p>一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>4. 一般管理費等率の補正</p> <p>(1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。 (2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。 (3) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 (4) 自社製品の取扱い(プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合)について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>14.38%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.22%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] Gp = -2.57651 × L06(Cp) + 31.63531 (%) ただし、Gp：一般管理費等率(%) Cp：工事原価(単位円) (注)1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>別表第2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>0%から5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> </tr> <tr> <td>補 正 係 数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注)1. 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 愛知県出納事務局長通知平成22年9月21日付け22出納第133号「公共工事の前払金について(通知)」抜すい(県-1) 1 前払金のできる経費 公共工事に要する経費で1件の契約金額が200万円以上のもの。 2 前払金のできる額 前項の経費のうち、土木建築に関する工</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	14.38%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.22%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01	<p>2. 付 加 利 益</p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金 (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3. 一般管理費等の算定</p> <p>一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>4. 一般管理費等率の補正</p> <p>(1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。 (2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。 (3) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 (4) 自社製品の取扱い(プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合)について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>20.29%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.41%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] Gp = -4.63586 × L06(Cp) + 51.34242 (%) ただし、Gp：一般管理費等率(%) Cp：工事原価(単位円) (注)1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>別表第2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>0%から5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> </tr> <tr> <td>補 正 係 数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注)1. 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 愛知県出納事務局長通知平成22年9月21日付け22出納第133号「公共工事の前払金について(通知)」抜すい(県-1) 1 前払金のできる経費 公共工事に要する経費で1件の契約金額が200万円以上のもの。 2 前払金のできる額 前項の経費のうち、土木建築に関する工</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01	
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																			
一般管理費等率	14.38%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.22%																																			
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																		
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01																																		
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																			
一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%																																			
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																		
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01																																		